**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県川崎市川崎区小田七丁目一番、最後の住所川崎市幸区古市場一―一六―一六　雄神荘一Ｆ二号　被相続人　亡　年増　秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

川崎市高津区溝口二丁目三番一〇号　内田ビル三階　溝の口法律事務所　相続財産管理人　弁護士　太田　皓士

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県関市下有知三六三四番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清水　大靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

岐阜市美江寺町一丁目五番地　岐阜北青色会館四階　弁護士法人岐阜合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡本　浩明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長野県松本市五常六九八七番地、最後の住所静岡県三島市東本町二丁目一一番四五号　被相続人　亡　望月　淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

静岡県沼津市三園町二番二九号　相続財産管理人　弁護士　田上　悠

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍三重県いなべ市員弁町大泉新田一七六番地、最後の住所三重県桑名市大字江場一四四七番地　被相続人　亡　安藤　忠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

京都府京丹後市網野町網野二三八番地三　弁護士法人たんご法律事務所　相続財産管理人　弁護士　藤居　弘之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府大阪市阿倍野区昭和町四丁目三一番地、最後の住所大阪市阿倍野区昭和町四丁目二番三号　被相続人　亡　福井　元美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階　相続財産管理人　弁護士　相沢　祐太

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府寝屋川市平池町三六八番地の一〇、最後の住所大阪府寝屋川市平池町三六番三号　被相続人　亡　河野　見良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル一〇階　相続財産管理人　弁護士　松原　弘幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県新潟市東区山木戸四丁目四〇〇番地、最後の住所兵庫県尼崎市大島一丁目一―一　被相続人　亡　田村　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八―一　ゆとり生活館ＡＭＩＳ五Ｆ　相続財産管理人　弁護士　足立友季世

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岡山県倉敷市児島下の町二丁目一五九五番地、最後の住所岡山県倉敷市児島下の町二丁目一番五号　被相続人　亡　**廣**瀬　綾美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

事務所岡山県倉敷市児島駅前一―四六倉敷ファッションセンター二階児島綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村山　晃康

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍香川県丸亀市山北町二五三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三谷　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

香川県坂出市西大浜南一丁目六番四号　相続財産管理人　洲**崎**　雅裕

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県田川郡糸田町二〇三五番地、最後の住所北九州市小倉南区湯川五丁目五番一〇号　被相続人　亡　稲田　隆子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階　弁護士法人大手町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　富永　剛

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県指宿市開聞仙田一九九八番地、最後の住所鹿児島県指宿市開聞仙田一九九八番地　被相続人　亡　西川　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十五日

事務所鹿児島市鴨池二丁目六番一号谷川ビル二〇二　溝川総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　溝川　慎二

## 第39期決算公告

平成30年5月14日

栃木県宇都宮市平出町4067番地3
**株式会社パナホーム北関東**
代表取締役　櫻井　順

**貸借対照表の要旨**
（平成30年3月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 6,660,812 | 流動負債 | 4,037,625 |
| 固定資産 | 2,059,680 | 固定負債 | 846,441 |
| | | 株主資本 | 3,836,425 |
| | | 資本金 | 34,000 |
| | | 資本剰余金 | 6,000 |
| | | 資本準備金 | 6,000 |
| | | 利益剰余金 | 3,796,425 |
| | | 利益準備金 | 8,500 |
| | | その他利益剰余金 | 3,787,925 |
| | | （うち当期純利益） | （154,606） |
| 資産合計 | 8,720,492 | 負債・純資産合計 | 8,720,492 |